四六	一・七	一・七	一・七	一・六	
四七	一・七	一・六	一・七	一・六	
四八	一・四	一・四	一・四	一・四	
四九	二・二	二・二	二・二	二・二	
五〇	二・二	二・二	二・二	二・二	
五一	二・二	二・二	二・二	二・二	
五二	二・二	二・二	二・二	二・二	
五三	二・二	二・二	二・二	二・二	
五四	一・一	一・一	一・一	一・一	
五五	二・二	二・二	二・二	二・二	
五六	二・二	二・二	二・二	二・二	
五七	二・二	二・二	二・二	二・二	
五八	二・二	二・二	二・二	二・二	
五九	二・二	二・二	二・二	二・二	
六〇	二・二	二・二	二・二	二・二	
六一	二・二	二・二	二・二	二・二	
六二	二・二	二・二	二・二	二・二	
六三	二・二	二・二	二・二	二・二	
平成元	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
一九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
二〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	

備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第二号に定める構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する平成二十一年十一月から平成二十二年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、平成二十一年国土交通省告示第千十九号（公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定める件）に定める率とする。

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大仙市神宮寺字大坪街道下入三番一から同市北楢岡字町頭五五番一まで	前	一五・四〇～一七・四〇メートル　〇・二八〇キロメートル
	後	一五・六〇～三七・二〇　〇・二八〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	大仙市神宮寺字大坪街道下入三番一から同市北楢岡字町頭五五番一まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月二十五日

○関東地方整備局告示第三百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	久喜市大字下早見字大谷一六〇三番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月二十五日

○関東地方整備局告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号